

堺市告示第306号

令和5年6月16日付け堺市告示第254号により告示した土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づく、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の指定に係る告示について、次のとおり訂正する。

令和5年7月31日

堺市長 永藤英機

訂正内容	
訂正前	2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ベンゼン 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
訂正後	2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ベンゼン 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物